【規程番号　神女大Ⅲ－001】

神戸女子大学管理栄養士養成対策室規程

（名　称）

第１条　神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程に、管理栄養士養成対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目　的）

第２条　対策室は、管理栄養士養成大学として、社会に貢献できる管理栄養士の養成に関わる教育・研究支援を行う。

（事　業）

第３条　対策室は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 臨地・校外実習に関わる事業

(2) 管理栄養士国家試験対策に関わる事業

(3) 卒業生のネットワークによる卒業後教育の充実に関わる事業

(4) その他、管理栄養士養成教育に関わる事業

（組　織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

学科主任、室長、次長、臨地・校外実習委員長、管理栄養士国家試験対策委員長、卒業生ネットワーク委員長、カリキュラム委員長、助手、事務職員

（室長及び次長）

第５条　室長は管理栄養士養成課程の教授が兼務する。

２　室長の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。また、学科主任が兼務する場合は学科主任の任期とする。

３　室長の選任は、学科会議の議を経て候補者１名を学部長に報告し、学長は学部長の報告を受け、これを任命する。教授会の意見として候補者１名を学長に推薦し、学長が任命する。

４　室長は、対策室を統括代表する。

５　次長は管理栄養士養成課程の教授、准教授あるいは講師から室長が指名し、学長が任命する。

６　次長は室長の職務を補佐し、室長が不在の場合には、その職務を代行する。

（運　営）

第６条　対策室の運営を審議するために、対策室運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置き、室長が議長を務める。

２　運営委員会は、室長、次長、学科主任、臨地・校外実習委員長、管理栄養士国家試験対策委員長、卒業生ネットワーク委員長、カリキュラム委員長をもって構成する。

３　運営委員会は、室長が招集し開催する。

４　運営委員会の議長が必要と認めた場合、構成員以外の出席を求めることができる。

５　運営委員会での決定事項は学科会議に報告し、承認を得るものとする。

（委員会との連携）

第７条　対策室は、その目的を円滑に遂行するために、次の委員会と連携する。

(1) 臨地・校外実習委員会

(2) 管理栄養士国家試験対策委員会

(3) 卒業生ネットワーク委員会

(4) カリキュラム委員会

(5) その他の管理栄養士養成課程が設置する委員会

（事　務）

第８条　事務は管理栄養士養成対策事務室にて取り扱う。

（規定の改廃）

第９条　この規程の改廃は、学科会議及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり家政学部教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。